

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第235号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条健康づくり推進課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第22号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給に関すること。ただし、精神障害者に関するものに限る。

第6条健康づくり推進課の項中第39号を第40号とし、第23号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 障害者自立支援法による精神通院医療に係る医療受給者証の交付に関すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)